

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年六月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和二年十月二十七日

指令川建セ第〇二〇一三〇号

二 検査済証番号

令和三年六月二十三日

川建セ第〇三〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字七反田上二百七十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都国分寺市戸倉三丁目九番地二十五 エクセルハイム・アゼリア二〇三
藤原 和彦、藤原 陽子